

熊本市町並み復旧保存支援事業の 申請期限について（お知らせ）

申請期限は令和2年（2020年）10月31日です。

※原則として令和3年（2021年）3月中旬までに工事が終了するもの。

申請をお考えの方は、お早めにご相談ください。

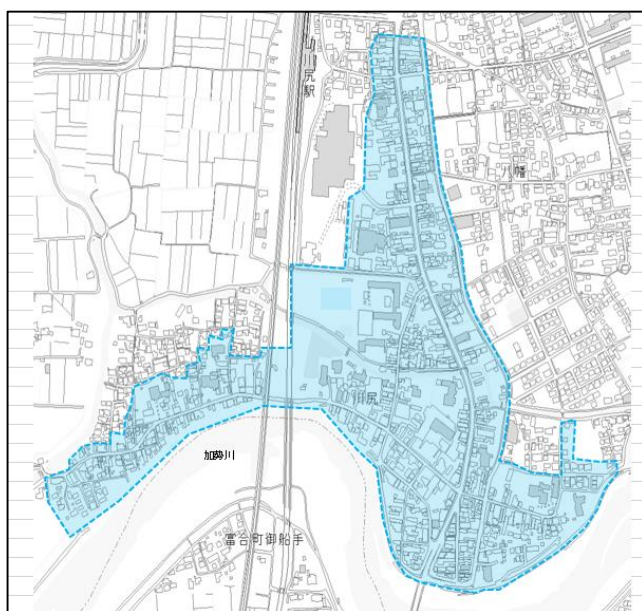
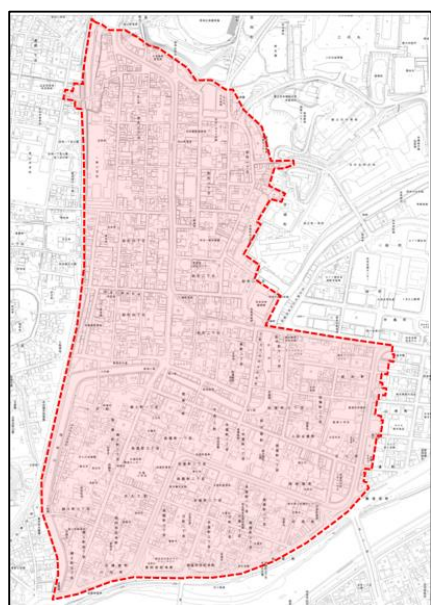
1.概要

新町・古町地区、川尻地区において、平成28年熊本地震により被災した町屋などの伝統的様式建造物（昭和25年以前に伝統工法で建てられた木造の建造物）の復旧に要する費用の一部を補助いたします。

2.対象となる被災建造物

新町・古町地区（城下町の風情を感じられる町並みづくり事業区域）、川尻地区（歴史を活かした町並みづくり事業区域（町並み協定地区内））において、平成28年熊本地震で被災した町屋等（**既に復旧工事を行った町屋等も含む**）

ただし、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興事業補助金の交付を受けた建造物及び熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（グループ補助金）の交付を受けた工事部分は対象となりません。



凡 例
■ 新町・古町地区
■ 川尻地区(※町並み協定地区内)

3.補助対象工事

対象となる被災建造物のうち、復旧工事後に町並みガイドラインに沿った外観を有する建造物に対して補助いたします。（p4参照）

・以下の工事は一例です。詳しくは窓口にてご相談ください。

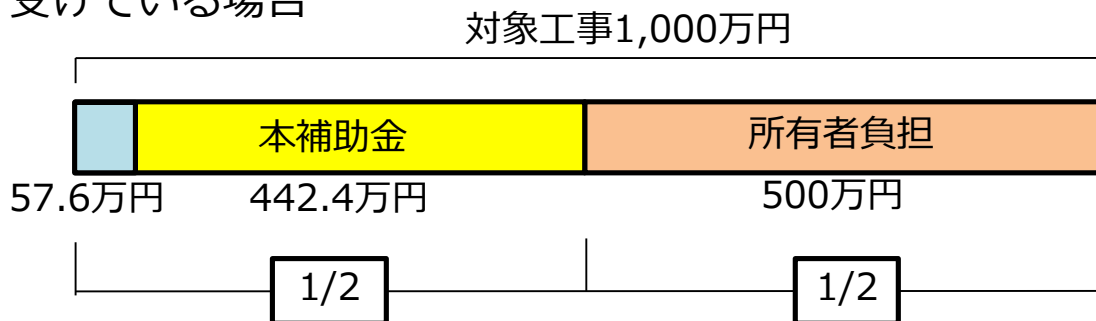
| | |
|-----------|---|
| 対象工事 例 | <ul style="list-style-type: none">○町並みガイドラインに即した保存、修景工事○以下に掲げる復旧工事<ul style="list-style-type: none">・屋根、外壁、基礎等の補修・柱、梁、壁等の構造部材の補修、取替又は補強・傾いた柱の家起こし・ドア、窓、格子の補修・門、塀、建築物と一体の屋外広告物 （道路に面するものに限る。）・内装（間仕切壁、壁紙、天井の仕上、ふすま、障子、畳等）の補修・上下水道、電気、ガス等の配管・配線の補修 |
|-----------|---|

4.補助率・限度額

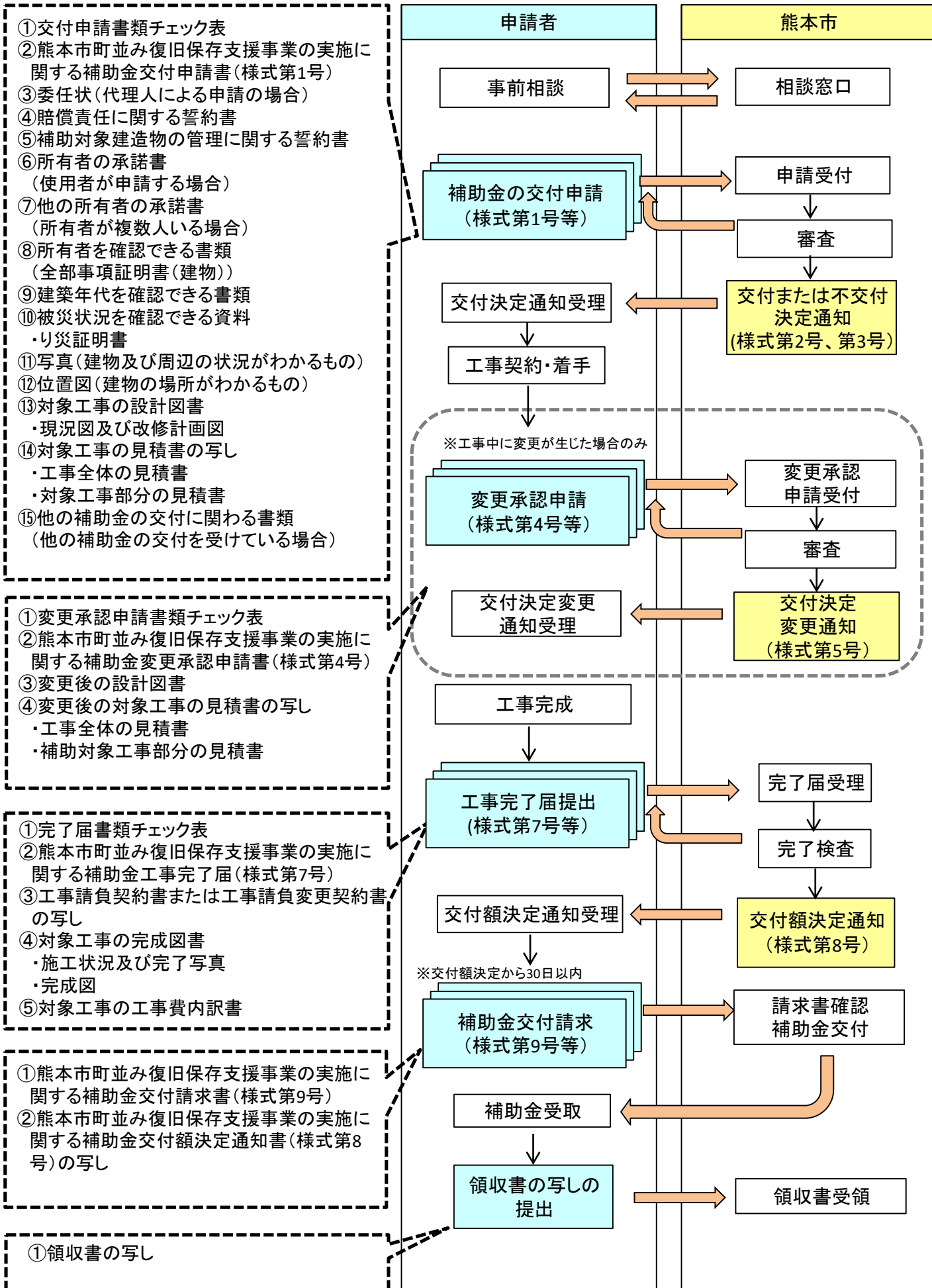
| | |
|--------|---------------|
| 補助率 | 対象工事に要した額の1/2 |
| 補助金限度額 | 上限1,500万円 |

・対象工事に対して他の補助金等（被災者生活再建支援金や義援金を除く。）を利用している場合は補助金交付額から控除します。

例) 1,000万円の対象工事に対して応急修理費57.6万円を受けている場合



5.町並み復旧保存支援事業の手続きの流れ



6. 町並みガイドラインに沿った外観の具体的な事例



勾配屋根とし、切妻平入りを原則とする。日本瓦とする

1階に庇をつける

窓は、格子・虫籠窓などの伝統的様式とする

壁面は町並みにそろえ、木・石・漆喰などの伝統素材またはそれらと調和するものとする

屋外広告物は、町並みに調和したものとする。また、色調は、町並みに調和する落ち着いたものを原則とする。

7. 申請受付及び相談窓口について

| | |
|--------------|--|
| 実施期間 | 平成30年（2018年）1月22日(月)～ 令和3年（2021年）3月末まで (※令和2年（2020年）10月末受付分まで) |
| 受付及び 相談時間 | 8：30～12：00、13：00～17：00 (土日祝日を除く) |
| 受付及び 相談窓口 | 熊本市 都市建設局 都市政策部 都市整備景観課 景観班 (熊本市中央区手取本町1番1号 本庁舎11階) |

申請希望の方は、申請の前に事前相談をお願いします。
申請書類は相談窓口、もしくは熊本市HPよりダウンロードできます。

お問い合わせ先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市役所 都市建設局 都市政策部 都市整備景観課 景観班 本庁舎11階
TEL:096-328-2508 FAX:096-351-2182
メール:toshiseibikeikan@city.kumamoto.lg.jp